

「アークのITILエキスパート研修」 と 国の助成金制度

制度説明

「アークのITILエキスパート研修」と 4つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度

- ①厚生労働省 「高度デジタル人材訓練」
- ②厚生労働省 「特定訓練コース」
- ③厚生労働省 「一般訓練コース」
- ④東京都 「東京オンラインスキルアップ」

(注)正式名称

- ・人材開発支援助成金 人への投資促進コース 高度デジタル人材訓練
- ・人材開発支援助成金 特定訓練コース 若年人材育成訓練
- ・人材開発支援助成金 一般訓練コース
- ・令和4年度オンラインスキルアップ助成金

「アークのITILエキスパート研修」と 4つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度

①厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

- ・主に情報サービス業など情報・通信業
- ・実質負担額は、12万5800円よりとなる
- ・1事業所1年度あたりの限度額は1500万円（26人分）

②厚生労働省「特定訓練コース」

- ・申請事業主の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない35歳未満の労働者
- ・実質負担額は、47万5800円よりとなる
- ・1事業所1年度あたりの限度額は1000万円（46人分）

③厚生労働省「一般訓練コース」

- ・申請事業主の雇用保険被保険者であること
- ・実質負担額は、58万9400円よりとなる（8人分）
- ・1事業所1年度あたりの限度額は500万円

「アークのITILエキスパート研修」と 4つの助成金制度

(1) 適用可能な助成金制度

④東京都 「東京オンラインスキルアップ」

- ・東京都内に事業所（本店・支店・営業所等）の登記のある中小企業（自宅は東京以外も可能）の従業員
- ・実質負担額は、**36万0000円**よりとなる
- ・限度 1事業所1年度あたりの申請は1回（1人）

厚生労働省の制度について

(1) 参照先

分かりやすさを優先しています。正確な詳細は、以下参照

① 「高度デジタル人材訓練」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000922575.pdf>

② 「特定訓練コース」 および③ 「一般訓練コース」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000923538.pdf>

④ 「東京オンラインスキルアップ」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/skill-up/>

(2) 申請

個人では申請できず、必ず会社が申請します。ご質問なども会社の教育ご担当者よりお願いします。

(3) 支給の可能性

助成金は、条件が合致すれば、必ず支給されますので、是非ご検討ください。

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(1) 事業所の要件

イ 対象となる事業所

- ①－1 主たる事業が日本標準産業分類の大分類の「情報通信業」であること

「情報通信業」には、情報サービス業のほか、電気通信業、放送業、広告制作業、音声情報制作業、映像情報制作・配給業、映像・音声・文字情報政策に附帯するサービス業が含まれる。

詳細は、こちら「大分類G－情報通信業 総説」

[http](#)次のいずれかに該当する事業主であること

- ①－2 a)～c)のいずれかを満たす事業主であること
- a) 産業競争力競争法に基づく事業適応計画（情報技術事業適応）の認定を受けていること
 - b) DX認定（IPA）を受けていること
 - c) DX推進指標を用いて、経営幹部、事業部門、IT部門などの関係する者で自己診断を行い、IPAにこの指標を提出するとともに、この自己診断を踏まえた「事業内職業能力開発計画」を作成していること

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(1) 事業所の要件

- ② 「事業内職業能力開発計画」を作成していること
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/jigyounaikaihatukeikaku_2.html
- ③ 「職業能力開発推進者」を選任していること

(注)①に該当しない事業所は、「特定訓練コース」「一般訓練コース」を利用することができます。

□ 対象にならない事業所

- ①申請前6ヶ月から支給申請の提出日までの間に、事業主都合により雇用保険の加入者を解雇など離職させた事業主
- ②同期間の離職者の離職理由が区分1A(解雇)または3A(事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)が6%を超えている事業主。(以上「ご案内(詳細版)24頁」)
- ③その他「ご案内(詳細版)25頁」に記載がありますが、「暴力団」とか「不正受給」とか常識的なことばかりです。

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(1) 事業所の要件

□ 対象にならない事業所

- ①申請前 6ヶ月から支給申請の提出日までの間に、事業主都合により雇用保険の加入者を解雇など離職させた事業主
- ②同期間の離職者の離職理由が区分1A(解雇)または3A(事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)が6%を超えている事業主。(以上「ご案内(詳細版)24頁」)
- ③その他「ご案内(詳細版)25頁」に記載がありますが、「暴力団」とか「不正受給」とか常識的なことばかりです。

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(2) 助成率・助成額

事業所の規模により中小企業と大企業の2区分される。

【中小企業の範囲】

主たる事業が、①②のいずれかが該当する企業

① 資本金の額が5千万円以下

② 企業全体で常時雇用する労働者の数が100人以下

	経費助成率	経費助成限度額	貸金助成額
中小企業	75%	50万円	960円
大企業	65%	30万円	480円
備考		受講費/1名	1名・1時間

受講費には、消費税も含まれる。

支給額は、経費助成と貸金助成の合計額となる。

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(3) 実質負担額

① 中小企業（助成金合計額 56万7200円）

ダイナミック プライシング(DP)	通常研修費			実質負担額(助成金利用時)		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
DPを利用しないとき	990,000	1,133,000	1,408,000	422,800	565,800	840,800
4週前申込み10%減額	891,000	1,019,700	1,267,200	323,800	452,500	700,000
3週前申込み20%減額	792,000	906,400	1,126,400	224,800	339,200	559,200
2週前申込み30%減額	693,000	793,100	985,600	125,800	225,900	418,400

② 大企業（助成金合計額 33万3600円）

ダイナミック プライシング(DP)	通常研修費			実質負担額(助成金利用時)		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
DPを利用しないとき	990,000	1,133,000	1,408,000	656,400	799,400	1,074,400
4週前申込み10%減額	891,000	1,019,700	1,267,200	557,400	686,100	933,600
3週前申込み20%減額	792,000	906,400	1,126,400	458,400	572,800	792,800
2週前申込み30%減額	693,000	793,100	985,600	359,400	459,500	652,000

厚生労働省「高度デジタル人材訓練」

(4) ITILエキスパート研修コースの構造

コース	研修費	研修コースの基本構成	OP (オプション) による主な追加
標準 コース	990,000		
試験 追加 コース	1,133,000		急ぎ資格取得をしたい方におすすめします
合格 あんしん OP	1,408,000		回数 ∞ 無制限
備考	<p>【研修費】消費税を含みます。助成額に反映されます。</p> <p>【セルの表示】実線表示のセルは、履修必須です。 点線表示は履行任意で、省略可能です。</p> <p>【講義と試験】講義+試験のセットを、科目数繰り返します。</p> <p>* 1 お申込み時の/eラーニング指定に関わらず、いずれにも参加できます。ただし、は新規受講者が優先となります。</p> <p>* 2 試験の合格は1回限りです。合格の後は、後続する試験は受けられず、受験権利放棄となります。権利譲渡もできません。万が一不合格の場合の繰り返し回数に制限はありません。合格するまで回数は無制限です。ただし、試験制度の廃止時や在籍期間終了時には、この限りではありません。</p>		

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(1) 事業所の要件

イ 対象となる事業所

- ①すべての産業が対象となる。
「高度デジタル人材訓練」のように「情報通信業」に限定されない
- ②「事業内職業能力開発計画」を作成していること
- ③「職業能力開発推進者」を選任していること
- ④定期的なキャリアコンサルティングの実施を「事業内職業能力開発計画」などに定めていること

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(1) 事業所の要件

□ 対象にならない事業所

- ①申請前 6ヶ月から支給申請の提出日までの間に、事業主都合により雇用保険の加入者を解雇など離職させた事業主
- ②同期間の離職者の離職理由が区分1A(解雇)または3A(事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)が6%を超えている事業主。(以上「ご案内(詳細版)14頁」)
- ③その他「ご案内(詳細版)5頁」に記載がありますが、「暴力団」とか「不正受給」とか常識的なことばかりです。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(2) 助成率・助成額の要件

助成率・助成額は、事業所の規模（中小企業・その他（大企業）と、訓練コースと、生産性要件の3つにより異なる。

【事業所の規模】

主たる事業が、A Bのいずれかが該当する企業を中小企業といい、助成率・助成額ともに優遇される。

主たる事業	A 資本金の額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

情報産業は、サービス業に含まれる。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 訓練の対象者

訓練別に以下の通り。

コース	対象となる要件
特定訓練コース (若年人材育成訓練)	①申請事業主の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない労働者で、 ②かつ、35歳未満の雇用保険の被保険者
一般訓練コース	申請事業主の雇用保険の被保険者 (年齢などの制限はありません)

(注)若年人材育成訓練コースが有利です。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(4) 生産性向上要件

①制度概要

生産性要件を満たしている場合には、助成額が割増される。事後的に別途申請し、割増分を追加で受給することができる。

②生産性要件の比較方法

訓練開始日が属する会計年度の前年度の生産性と、その3年後の会計年度の生産性を比べて、6%以上伸びていること

③生産性要件の計算式

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}}{\text{雇用保険の被保険者数}}$$

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(2) 助成率・助成額

コース	企業規模	経費	助成率	賃金	助成額
			*		*
特定 訓練コース	中小企業	45%	60%	760円	960円
	大企業	30%	45%	380円	480円
一般 訓練コース	中小企業	30%	45%	—	—
	大企業	30%	45%	—	—

*は、生産性要件を満たす場合
 賃金助成は、1人・1時間あたり（eラーニングを除く）
 受講費には、消費税を含む。
 総支給額は、経費助成と賃金助成の合計額となる。

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 実質負担額

① 特定訓練コース

・ 中小企業

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	990,000	1,133,000	1,408,000	990,000	1,133,000	1,408,000
DPを利用しないとき	786,800	929,800	1,204,800	772,800	915,800	1,190,800
4週前申込み10%減額	687,800	816,500	1,064,000	673,800	802,500	1,050,000
3週前申込み20%減額	588,800	703,200	923,200	574,800	689,200	909,200
2週前申込み30%減額	489,800	589,900	782,400	475,800	575,900	768,400

・ 大企業

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	990,000	1,133,000	1,408,000	990,000	1,133,000	1,408,000
DPを利用しないとき	863,400	1,006,400	1,281,400	856,400	999,400	1,274,400
4週前申込み10%減額	764,400	893,100	1,140,600	757,400	886,100	1,133,600
3週前申込み20%減額	665,400	779,800	999,800	658,400	772,800	992,800
2週前申込み30%減額	566,400	666,500	859,000	559,400	659,500	852,000

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(3) 実質負担額

②一般訓練コース

- ・ 中小企業、大企業とも

ダイナミック プライシング(DP)	生産性向上要件を満たさない場合			生産性向上要件を満たす場合		
	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん	標準 コース	本試験 追加	合格 あんしん
助成金非利用時(参考)	990,000	1,133,000	1,408,000	990,000	1,133,000	1,408,000
DPを利用しないとき	893,400	1,036,400	1,311,400	886,400	1,029,400	1,304,400
4週前申込み10%減額	794,400	923,100	1,170,600	787,400	916,100	1,163,600
3週前申込み20%減額	695,400	809,800	1,029,800	688,400	802,800	1,022,800
2週前申込み30%減額	596,400	696,500	889,000	589,400	689,500	882,000

(注) e ラーニングコースの場合の助成額 (一律)

①特定訓練コース

- ・ 中小企業 … 15万円
- ・ 大企業 … 10万円

②一般訓練コース … 7万円

「特定訓練コース」 「一般訓練コース」

(4) ITILエキスパート研修コースの構造

コース	研修費	研修コースの基本構成	OP (オプション) による主な追加
標準コース	990,000		
試験追加コース	1,133,000		急ぎ資格取得をしたい方におすすめします
合格あんしんOP	1,408,000		回数 ∞ 無制限
備考	<p>【研修費】消費税を含みます。助成額に反映されます。</p> <p>【セルの表示】実線表示のセルは、履修必須です。 点線表示は履行任意で、省略可能です。</p> <p>【講義と試験】講義+試験のセットを、科目数繰り返します。</p> <p>* 1 お申込み時の/eラーニング指定に関わらず、いずれにも参加できます。ただし、は新規受講者が優先となります。</p> <p>* 2 試験の合格は1回限りです。合格の後は、後続する試験は受けられず、受験権利放棄となります。権利譲渡もできません。万が一不合格の場合の繰り返し回数に制限はありません。合格するまで回数は無制限です。ただし、試験制度の廃止時や在籍期間終了時には、この限りではありません。</p>		

ITILエキスパートとは

【ITILとは】

ITILは、情報システム部門の組織のあり方、マネージャの行動のノウハウ集です。

【ITILエキスパート研修の効果】

- (1) 情報システム部門のマネージャを対象にして、世界標準となっている欧米流のマネジメントを修得します。たとえば、近時導入が進むジョブ型雇用の必然性も理解できます。
- (2) マネージャに強く求められるプレゼンテーション能力の向上を図ります。知識の修得に加えて、ディベートを取り入れていますから、交渉力・説得力も向上します。
- (3) 有資格者は、対社内・対顧客を問わず、高い評価を受けますので、仕事がスムーズに進むようになります。